

請求書等の押印省略及び電子メールによる提出に関するQ&A

質問	回答
○ 押印省略の対象となる書類	
1 押印省略や電子メールの提出が可能となる書類は何か。	令和3年3月15日以降に発行される請求書、見積書、納品書（完成届を含む。）（以下「請求書等」という。）が対象となります。 なお、以下の書類は今回の押印の省略や電子メールの提出が可能となる書類の対象となりません。 ・請求書等であっても、法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面の提出を求めているもの ・請求書等以外のもの（入札書、委任状など）
2 補助金の請求書は、押印省略や電子メールによる提出は可能か。	法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面による提出を求めている場合には、各補助金の所管課にご確認ください。
3 補助金等の実績報告書は、押印省略の対象となるか。	法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面による提出を求めているものは、各補助金等の所管課にご確認ください。
○ 押印省略の確認方法	
4 請求書等に押印が押してあった場合にも、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要か。	必要ありません。 今回の取扱いは、押印の省略を可能とするものであり、押印がある請求書等については、従来どおり、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は不要です。
5 押印した書面をスキャナーで取り込んだものなど印影のあるファイルを電子メールで提出する場合は、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は必要ないか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、請求書等に「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載が必要です。 なお、請求書等に発行責任者の氏名を記載することが困難である場合には、請求書等の提出時に、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を電子メール本文に記載していただくことも可能です。
6 「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」とは誰か。	請求書等の発行部門の長などが想定されますが、役職にかかわらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方をいいます。

質問		回答
7	「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」と「担当者」が同一の場合には、どのように記載すればよいか。	「発行責任者」と「担当者」が同一の場合には、「発行責任者の氏名及び連絡先（電話番号）」のみを記載していただければ結構です。
8	「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「発行責任者」と「担当者」の氏名は苗字のみの記載や押印でもよいか。	氏名の記載が必要です。苗字のみの記載は認めません。
9	1人で事業所等を経営している場合で、代表者と発行責任者と担当者が同一である場合には、発行責任者と担当者はどのように記載すればよいか。	代表者、発行責任者、担当者が全て同一である場合でも、「発行責任者の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載してください。なお、担当者の氏名の記載は不要です。
10	「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の「電話番号」は携帯電話番号でもよいか。	固定電話番号を記載してください。固定電話を設置していない場合は、発行責任者の携帯電話番号を記載してください。
11	「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の連絡先は、電子メールアドレスでもよいか。	請求書等に不明な点があった場合に、直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難であることに合理的な理由がある場合は、電話番号に加えてFAX番号や電子メールアドレスを記載していただくことができます。
12	「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載方法は、手書きでもよいか。	手書き（えんぴつ書不可）でもかまいません。
13	請求書等について、法人の代表者の氏名等も省略が可能か。	今回の取扱いは、押印を省略する場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を追加して記載するというものですので、その他の記載事項の省略はできません。
○ 電子メールによる提出方法		
14	請求書等は電子メールで提出しなければならないか。	従来の方法（郵送又は持参）で提出していただくことも可能です。 ただし、押印を省略するのであれば、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を請求書等に記載する必要があります。
15	電子メールに請求書等のファイルを添付する代わりに、本文に必要事項を記載してもよいか。	電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイル以外は認められません。

質問		回答
16	請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	契約等を担当する所属の電子メールアドレス宛て送付してください。
17	FAXによる請求書等の提出は可能か。	FAXによる請求書等の提出は認めません。